

お知らせ

国民健康保険からのお知らせ 社会保険等の 扶養に入れるか ご確認を！

国民健康保険は、他の医療制度に加入できない方にお入りいただく医療保険制度です。現在、国民健康保険に加入いただいている方でも、所得や生計維持関係の状況によって、ご家族の社会保険等の扶養に入れる場合があります。

次に該当すると思われる方は、一度ご家族のお勤め先にご相談ください。相談の結果、社会保険等の扶養に入られた方は、忘れずに国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

- 60歳未満の人
年間収入が130万円未満
- 60歳以上の人(公的年金受給者)
年間収入が180万円未満
- 障害を支給事由とする公的年金の給付を受けている人
年間収入が180万円未満

※年間収入の捉え方(期間等)は社会保険によって異なります。
※加入保険により扶養の認定基準は異なることがあります。
扶養に入られたことによって勤務先での保険料が変わることはありません。



国民健康保険料の納め忘れはありませんか？ 11月1日～12月31日は国民健康保険料納付強調月間です。

国民健康保険は加入者の保険料と国・県の補助金等により運営されています。保険料はあなたの医療費を賄う貴重な財源であり、保険料を滞納されますと国保運営に深刻な影響を及ぼします。必ず納期限までに納めてください。万が一納め忘れのある方は早急に納めてください。

また、納付には口座振替が確実に便利です。一度手続きをしていただければ、毎回自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。ぜひ利用してださい。

なお、平成18年中に納めていただいた国民健康保険料は、平成18年所得の申告に社会保険料控除として使うことができます。

お問い合わせは、市保険年金課 保険医療係 (☎6512)、保険料係 (☎6517)、浅井支所市民生活課 (☎4353)、びわ支所市民生活課 (☎25253) へ。

保存樹決まる

「保存樹」事業は、樹齢を重ねて市民の暮らしに安らぎと潤いを与えてくれる樹木を保護・育成し、子々孫々まで大切に守り伝えていくというものです。

今回は、まだ保存樹の指定のなかった浅井・びわ地域を対象に、次の10か所を指定しました。

番場(野村町)のケヤキ



新たに指定の保存樹

所在地	樹種
【浅井地域】	
天満宮(郷野町)	イチヨウ
神明神社(小野町)	杉
岡高神社(北ノ郷町)	杉
番場(野村町)	ケヤキ
素盞鳴命神社(上野町)	藤・杉
岩神社(北野町)	杉
【びわ地域】	
東雲寺(川道町)	松
安楽寺(細江町)	松
西照寺(八木浜町)	イブキ
南濱神社(南浜町)	イチヨウ

お問い合わせは、住みよい緑のまちづくりの会事務局《都市計画課内》(☎6541)へ。

歳末たすけあい運動

福祉交流活動センターの活動を支援します

歳末たすけあい運動の一環として、次の事業を支援します。

○福祉施設・団体等歳末行事支援事業

【助成対象】市内の無認可福祉施設やボランティア等の福祉団体(地区社協・ボランティア団体・NPO法人等)が、歳末に実施する交流事業等

【助成額】5万円以内

○ボランティア活動支援事業

【助成対象】市内で活動するボランティア団体が、その活動を充実するために必要な機材等の購入費

【助成額】機材購入に要する経費の3/4(上限5万円)

○申請期限はいつでも12月15日(金)まで

お問い合わせは、長浜市社会福祉協議会地域福祉課(☎1804)へ。

国民年金からのお知らせ

年金にも税金がかかります 「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく

老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」を送付していますので必ず提出してください。提出がない場合は各種控除が受けられず、所得税が多く徴収されることとなりますのでご注意ください。

なお、次の方は課税対象ではないため、「扶養親族等申告書」を送付していません。

- ① 障害年金または遺族年金を受けておられる方
- ② 老齢年金を受けておられる65歳未満の方で、年金額が108万円未満の方
- ③ 老齢年金を受けておられる65歳以上の方で、年金額が158万円未満の方

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所年金給付課(☎0749-23-1116)へ。

予約制で実施中！一日社会保険相談所 ご利用ください！

社会保険事務所では一日社会保険相談所を開催しています。ぜひご利用ください。

なお、相談にお越しいただく方の待ち時間を解消するため、予約制を実施しています。今月の実施内容は次のとおりです。

【相談日時】
12月21日(木)
午前10時～午後4時

【実施場所】
長浜商工会議所

【相談内容】
・国民年金、厚生年金の加入期間の確認

年金見込額の試算
・年金裁定請求書の受付
・国民年金保険料に関すること

※申込みは一週間前までに
※予約いただいた方には予約受付表(ハガキ)をお送りします。

予約の申し込みは、滋賀社会保険事務局彦根事務所予約専用ダイヤル(☎0749-23-5489)へ。

建設工事や物品購入などの

平成19年度入札参加資格審査申請の受付

市が発注する建設工事や委託業務のほか、市が購入する物品について、平成19年度の入札参加資格審査申請を受付けます。それぞれの受付期間は次のとおりです。

○市が購入する物品
【受付期間】
平成19年1月10日(水)～31日(水)

○市が発注する建設工事、委託業務(コンサルタントなど)
【受付期間】
平成19年2月1日(木)～16日(金)



なお、申請用紙は12月20日から配付しますが、市ホームページにも掲載しますので、ダウンロードもできます。

申請、お問い合わせは、市契約検査課(☎6507)へ。

製造事業者のみなさんへ

工業統計調査にご協力ください

平成18年12月31日を基準日として工業統計調査が実施されました。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や市などの行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用

されています。

平成18年12月下旬から平成19年1月にかけて調査員が各事業所にお伺いしますので、調査票への記入と提出をお願いします。なお、調査票に記入いただいた内容は統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

お問い合わせは、市総務課(☎6503)へ。